

1.北海道		2.岩手県		3.宮城県仙台市		4.山形県		5.茨城県		
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例		障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例		仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例		山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例		障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例		さいたま市護等に関する条例
前文	なし	前文	あり	前文	あり	前文	あり	前文	あり	前文
第1章	総則	第1条	目的	第1章	総則	第1章	総則	第1条	目的	第1章
第1条	目的	第2条	定義	第1条	目的	第1条	目的	第2条	定義	第1条
第2条	定義	第3条	基本理念	第2条	定義	第2条	定義	第3条	基本理念	第2条
第3条	基本理念	第4条	県の責務	第3条	基本理念	第3条	基本理念	第4条	県の責務	第3条
第4条	道の責務	第5条	市町村の役割	第4条	市の責務	第4条	県の責務	第5条	県民等の役割	第4条
第5条	道と市町村の連携	第6条	県民等の役割	第5条	事業所の責務	第5条	市町村との連携等	第6条	県と市町村との連携	第5条
第6条	道民等の役割	第7条	不利益な取扱の禁止	第6条	市民の責務	第6条	県民等の役割	第7条	財政上の措置	第6条
第7条	情報の提供	第8条	虐待の禁止	第2章	障害を理由とする差別の禁止	第7条	財政上の措置	第8条	啓発活動	第7条
第8条	財政上の措置	第9条	交流会の拡大等	第7条	不当な差別的取扱いの禁止	第2章	障がい者による差別の解消の推進	第9条	差別の禁止	第8条
第2章	障がい者を支える基本的施策等	第10条	職員の育成	第8条	市が行う合理的配慮	第8条	障がい者による差別の解消の推進	第10条	特定相談	第2章
第9条	関係法令等との調和	第11条	情報提供及び意見の聴取	第9条	事業者が行う合理的配慮	第9条	障がい者による差別の解消の推進	第11条	特定相談の委託	第1節
第10条	道民等の理解の促進	第12条	教育の支援体制の整備及び充実	第10条	障害を理由とする差別を解消するための施策等	第10条	障がい者による差別に関する相談	第12条	助言又はあつせんの求め	第9条
第11条	企業等の取組の支援	第13条	相互連帯	第3章		第11条	相談員の配置	第13条	事実の調査	第10条
第12条	医療とリハビリテーションの確保	第14条	関係団体等への支援	第1節	基本的な施策	第3章	共生する社会の実現に向けた施策	第14条	助言又はあつせん	第11条
第13条	移動手段の確保	第15条	不利益な取扱い等に関する相談、助言等	第10条	啓発活動及び交流の推進	第12条	啓発及び知識の普及	第15条	勧告	第12条
第14条	切れ目のない支援	第16条	財政上の措置	第11条	就労及び雇用に関する支援の充実	第13条	福祉に関する教育等	第16条	公表	第13条
第15条	保健・福祉及び教育との連携			第12条	意思疎通の支援の充実	第14条	意思疎通のための手段の確保	第17条	意見陳述の機会の付与	第14条
第16条	高齢者施策等との連携			第13条	政策形成過程への参画の推進	第15条	地域生活の支援	第18条	協議会の設置	第15条
第17条	障がい者の家族に対する配慮			第14条	関係機関との連携	第16条	雇用及び就労の支援	第19条	協議会の事務等	第16条
第18条	地域間格差の是正等			第2節	差別に関する相談等	第17条	社会参加活動の推進	第20条	協議会の組織	第17条
第3章	障がい者の権利擁護			第15条	相談	第18条	共生する社会の実現に向けた推進体制の整備	第21条	会長	第17条
第19条	障がい者による差別の禁止等			第16条	助言又はあつせんの求め			第22条	会議	第18条
第19条の2	定義なし			第17条	助言又はあつせん			第23条	関係者からの意見の聴取	第19条
第20条	定義なし			第18条	勧告			第24条	協議会への委任	第20条
第21条	虐待の禁止			第19条	公表			第25条	委任	第21条
第4章	障がい者が暮らしやすい地域づくり			第20条	仙台市障害者差別相談調整委員会			付則		第3章
第22条	基本指針			第4章	雑則					第22条
第23条	定義なし			第21条	委任					第23条
第24条	意見聴取等									第24条
第25条	公表									第25条
第26条	準用									第26条
第27条	道の支援									第27条
第5章	障がい者に対する就労の支援									第28条
第28条	就労支援に関する施策									第29条
第29条	就労支援推進計画の策定									第30条
第30条	認証制度									第31条
第31条	指定法人									第4章
第32条	調達等への配慮									第32条
第6章	北海道障がい者就労支援推進委員会									
第33条	設置									
第34条	所掌事項									
第35条	組織									
第36条	委員									
第37条	会長及び副会長									
第38条	会議									
第39条	部会									
第40条	会長への委任									
第7章	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会									
第41条	設置									
第42条	所掌事項									
第43条	組織									
第44条	委員									
第45条	規則への委任									
第46条	地域づくり推進員									
第47条	調査									
第48条	勧告等									
第8章	北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部									
第49条	北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部									
第50条	調査部会									
第51条	規則への委任									
第9章	雑則									
第52条	年次報告									
第53条	規則への委任									

7.千葉県		8.東京都八王子市		9.新潟県新潟市		10.富山県		11.岐阜県		愛知県障
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例		障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例		新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例		障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例		岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例		愛知県障
前文	あり	前文	あり	前文	あり	前文	あり	前文	あり	前文
第1章	総則	第1条	目的	第1章	総則	第1章	総則	第1章	総則	第1条
第1条	目的	第2条	定義	第1条	目的	第1条	目的	第1条	目的	第2条
第2条	定義	第3条	基本理念	第2条	定義	第2条	定義	第2条	定義	第3条
第3条	基本理念	第4条	市の責務	第3条	市の責務	第3条	基本理念	第3条	基本理念	第4条
第4条	県の責務	第5条	市民等の責務	第4条	市民等の役割	第4条	県の責務	第4条	県の責務	第5条
第5条	県と市町村との連携	第6条	差別の禁止等	第2章	差別の解消	第5条	市町村との連携	第5条	障害者関係団体の役割	第6条
第6条	県民の役割	第7条	合理的な配慮	第1節	差別の禁止	第6条	県民の責務	第6条	市町村及び障害者関係団体との連携等	第7条
第7条	財政上の措置	第8条	市民等の理解の促進	第5条	定義なし	第7条	財政上の措置	第7条	県民の役割	第8条
第2章	差別の事案の解決	第9条	移動手段の確保	第2節	差別の未然防止策	第2章	障害を理由とする差別の禁止	第8条	事業者の役割	第8条
第8条	差別の禁止	第10条	情報伝達	第6条	周知啓発等	第8条	定義なし	第2章	障害を理由とする差別	第9条
第9条	削除	第11条	医療及びリハビリテーション	第7条	障がいのある人に配慮した取組を行う事業者の周知	第3章	対象事案の解決のための手続	第9条	定義なし	第10条
第10条	削除	第12条	教育	第8条	条例推進会議の設置等	第1節	相談体制	第3章	共生社会実現施策	第11条
第11条	削除	第13条	療養	第3節	差別の事後対応策	第9条	特定相談	第10条	県民会議	第12条
第12条	削除	第14条	関係法令等との調和	第9条	相談	第10条	地域相談員	第11条	啓発等	第13条
第13条	削除	第15条	差別に関する相談、助言等	第10条	助言又はあっせんの申立て	第11条	広域専門相談員	第12条	教育の充実	第14条
第14条	相談業務の委託	第16条	相談員	第11条	事実の調査	第12条	指導及び助言	第13条	交流の促進	第15条
第15条	業務遂行の原則	第17条	助言及びあっせんの申立て	第12条	助言又はあっせん	第13条	連帯及び協力	第14条	顕彰	第16条
第16条	広域専門指導員	第18条	事実の調査	第13条	勧告	第2節	富山県障害のある人の相談に関する調整委員会			
第17条	指導及び助言	第19条	助言又はあっせん	第14条	事実の公表	第14条				
第18条	協力	第20条	勧告	第15条	意見陳述の機会の付与	第3節	対象事案の解決のための手続			
第19条	職務遂行の原則	第21条	調整委員会	第16条	調整委員会の設置等	第15条	助言又はあっせんの申立て			
第20条	相談	第22条	委任	第3章	障がいのある人の自立及び社会参加のための支援	第16条	事実の調査			
第21条	助言及びあっせんの申立て			第17条	教育	第17条	助言又はあっせん			
第22条	事実の調査			第18条	保育及び療育	第18条	勧告			
第23条	助言及びあっせん			第19条	認定こども園における教育及び保育	第19条	公表			
第24条	勧告等			第20条	就労支援	第20条	意見の聴取			
第25条	意見の聴取			第21条	建物等の管理等	第21条	助言又はあっせんの手続の終了			
第26条	訴訟の援助			第22条	居住場所の確保	第22条	普及啓発			
第27条	貸付金の返還等			第23条	適切な説明等	第23条	障害及び障害のある人に関する教育の推進			
第28条	秘密の保持			第24条	情報及び意思疎通	第24条	定義なし			
第3章	推進会議			第4章	雑則	第4章	雑則			
第29条	設置			第25条	その他	第25条	規則への委任			
第30条	分野別会議									
第4章	理解を広げるための施策									
第31条	表彰									
第32条	情報の提供等									
第5章	雑則									
第33条	条例の運用上の配慮									
第34条	関係行政機関の措置									
第35条	委任									
第36条	罰則									

13.京都府		14.大阪府		15.奈良県		16.和歌山県和歌山市		17.島根県松江市		
京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例		障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例		奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例		和歌山市障害者差別解消推進条例		松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例		障がいの
前文	あり	前文	なし	前文	あり	前文	なし	前文	あり	前文
第1章	総則	第1条	目的	第1章	総則	第1条	目的	第1章	総則	第1章
第1条	定義	第2条	定義	第1条	目的	第2条	定義	第1条	目的	第1条
第2条	基本理念	第3条	基本理念	第2条	定義	第3条	基本理念	第2条	定義	第2条
第3条	府の責務	第4条	府の責務	第3条	基本理念	第4条	市による意思疎通支援の実施	第3条	基本理念	第3条
第4条	府民の責務	第5条	府民及び事業者の責務	第4条	県の責務	第5条	市の責務	第4条	市の責務	第4条
第5条	社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備	第6条	市町村との連携	第5条	県と市町村との連携	第6条	市民等の役割	第5条	市民等の役割	第5条
第2章	障害者の権利利益の擁護のための施策	第7条	公益支援相談員	第6条	県民及び事業者の役割	第7条	障害を理由とする差別に関する相談	第2章	差別及び虐待の禁止	第6条
第1節	不利益取扱いの禁止等	第8条	協議会への諮問等	第7条	財政上の措置	第8条	助言又はあっせんの求め	第6条	差別及び虐待の禁止	第7条
第6条	不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止	第9条	あっせんの求め	第2章	障害を理由とする差別の禁止	第9条	調査	第7条	相互理解の促進	第2章
第7条	定義なし	第10条	あっせん	第8条	不利益な取扱いの禁止	第10条	助言又はあっせん	第3章	合理的配慮の促進の取り組み	第1節
第8条	社会的障壁の除去のための合理的な配慮	第11条	勧告	第9条	社会的障壁の除去のための合理的な配慮	第11条	勧告	第8条	合理的配慮の促進の取り組み	第8条
第2節	特定相談等	第12条	公表	第3章	障害を理由とする差別を解消するための施策	第12条	公表	第9条	合理的配慮の評価	第9条
第9条	特定相談	第13条	規則への委任	第10条	相談及び支援	第13条	意見の聴取	第4章	差別等事案を解決するための取り組み	第2節
第10条	地域相談員	第14条	罰則	第11条	相談員の配置	第14条	和歌山市障害者差別解消調整委員会の設置等	第10条	松江市障がい者差別解消推進委員会の設置	第10条
第11条	広域専門相談員			第12条	必要な措置の求め			第11条	相談	第11条
第12条	指導及び助言			第13条	助言またはあっせん			第12条	助言又はあっせんの申立て	第12条
第13条	連携及び協力			第14条	勧告等			第13条	調査	第3節
第3節	不利益取扱いに関する助言又はあっせん等			第15条	公表			第14条	助言又はあっせん	第13条
第14条	助言又はあっせん			第4章	奈良県障害者相談等調査委員会			第15条	勧告	第14条
第15条	定義なし			第16条	定義なし			第16条	公表	第15条
第16条	資料提供の要求等			第5章	障害者及び障害のある人に関する理解の促進			第5章	雑則	第16条
第17条	勧告			第17条	定義なし			第17条	雑則	第17条
第18条	公表			第6章	雑則					
第19条	京都府障害者相談等調整委員会			第18条	その他					
第3章	共生社会の実現に向けた施策の推進等			第7章	罰則					第18条
第20条	啓発活動の実施			第19条	定義なし					第3章
第21条	交流の推進									第1節
第22条	雇用及び就労の促進									第19条
第23条	文化芸術活動等の推進									第20条
第24条	府民等の活動の促進									第21条
第25条	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会									第22条
第4章	雑則									第23条
第26条	財政上の措置									第24条
第27条	規則への委任									第25条
第5章	罰則									第26条
第28条	罰則									第3節
										第27条
										第28条
										第29条
										第30条
										第31条
										第32条
										第33条
										第34条
										第4章
										第35条
										第36条
										第37条
										第38条
										第5章
										第39条
										第40条
										附則

18.徳島県
ある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例
あり
総則
目的
定義
基本理念
県の責務
市町村等との連携
県民の協力
財政上の措置
障がいのある人の権利の擁護
障がいのある人に対する差別等の禁止
差別等の禁止
社会的障壁の除去のための合理的な配慮
差別等に関する相談体制
差別等及び合理的配慮に関する相談
商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止
身体障害者相談員等との連携
差別等に該当する事案解決の仕組み
助言又はあっせんの求め
事実の調査
助言又はあっせん
勧告
事実の公表
徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会
地域における共生社会の実現に向けた取組
情報の取得、コミュニケーションに対する支援
情報の取得及び意思疎通における障壁の除去
障がいのある人に配慮した情報発信等
意思疎通等の手段の普及
意思疎通支援者の養成等
災害時等の情報の確保
障がいのある人の移動に対する支援
移動手段の確保の必要性
身体障害者補助犬
障がいのある人の交通安全等
自立及び社会参加
障がい者スポーツの振興
スポーツに参加する機会の提供等
競技水準の向上
文化芸術活動の振興
文化芸術活動に参加する機会の提供等
文化芸術活動の発展
地域における活躍の場の充実
就労等への支援
県民理解の促進
広報及び啓発の推進
障がいのある人とない人の交流の推進
県民等の活動の促進
顕彰
雑則
規則への委任
罰則

19.長崎県		20.熊本県		21.大分県		22.大分県別府市		23.鹿児島県	
障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例		障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例		障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例		障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例		障害のある人もない人も共に生きる鹿児島県づくり条例	
前文	あり	前文	あり	前文	あり	前文	あり	前文	あり
第1章	総則	第1章	総則	第1章	総則	第1章	総則	第1章	総則
第1条	目的	第1条	目的	第1条	目的	第1条	目的	第1条	目的
第2条	定義	第2条	定義	第2条	定義	第2条	定義	第2条	定義
第3条	基本理念	第3条	基本理念	第3条	基本原則	第3条	基本理念	第3条	基本理念
第4条	県の責務	第4条	県の責務	第4条	県の責務	第4条	市の責務	第4条	県の責務
第5条	県と市又は町との連携	第5条	市町村との連携	第5条	県民の責務	第5条	市民及び事業者の責務	第5条	市町村への要請及び支援
第6条	市及び町の役割	第6条	県民の役割	第6条	市町村との連携	第6条	合理的配慮の評価	第6条	県民の責務
第7条	県民等の役割	第7条	財政上の措置	第7条	財政上の措置	第7条	障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組	第7条	財政上の措置
第8条	財政上の措置	第2章	障害者の権利擁護	第2章	障がいを理由とする差別の禁止	第2章	障がい及び虐待の禁止	第2章	障がいを理由とする差別の禁止
第2章	障がいのある人に対する差別の禁止	第1節	障がいを理由とする差別の禁止	第8条	障がいを理由とする差別の禁止	第1節	差別及び虐待の禁止	第8条	障がいを理由とする差別の禁止
第9条	差別の禁止	第8条	不利益取扱いの禁止	第9条	福祉サービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止	第7条	差別の禁止	第9条	福祉サービスの提供における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第10条	福祉サービスの提供における差別の禁止	第9条	社会的障壁の除去のための合理的な配慮	第10条	医療の提供における障がいを理由とする差別の禁止	第8条	虐待の禁止	第10条	医療の提供における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第11条	医療の提供における差別の禁止	第2節	虐待の禁止	第10条	商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止	第9条	定義なし	第10条	商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第12条	商品及びサービスの提供における差別の禁止	第10条	定義なし	第11条	商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止	第10条	合理的配慮	第11条	商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第13条	労働及び雇用における差別の禁止	第3節	障がいを理由とする差別等に関する相談	第12条	労働及び雇用における障がいを理由とする差別の禁止	第11条	生活支援に関する合理的配慮	第12条	労働及び雇用における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第14条	教育における差別の禁止	第11条	特定相談	第13条	公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする差別の禁止	第12条	生活環境に関する合理的配慮	第13条	教育における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第15条	建築物の利用における差別の禁止	第12条	地域相談員	第14条	公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする差別の禁止	第13条	防災に関する合理的配慮	第14条	公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第16条	交通機関の利用における差別の禁止	第13条	広域専門相談員	第15条	不動産取引における障がいを理由とする差別の禁止	第14条	雇用及び就労に関する合理的配慮	第15条	不動産取引における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第17条	不動産取引における差別の禁止	第14条	指導及び助言	第16条	情報の提供及び受領における障がいを理由とする差別の禁止	第15条	保健及び医療に関する合理的配慮等	第16条	情報の提供及び受領における障がいを理由とする不利益取扱いの禁止
第18条	情報の提供等における差別の禁止	第15条	連携及び協力	第17条	特定相談	第16条	保育及び教育に関する合理的配慮等	第17条	特定相談
第19条	意思表示の受領における差別の禁止	第4節	不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み	第18条	障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため	第17条	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	第18条	障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため
第3章	障がいのある人に対する差別をなくすための施策	第16条	助言又はあっせんの求め	第19条	特定相談	第18条	差別等事案を解決するための仕組み	第19条	特定相談
第1節	障がいのある人の相談に関する調整委員会	第17条	助言又はあっせん	第20条	特定相談	第19条	相談	第20条	障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため
第20条	委員会の設置	第18条	勧告	第21条	特定相談	第20条	助言又はあっせん	第21条	助言又はあっせん
第21条	所掌事務	第19条	事実の公表	第22条	特定相談	第21条	助言又はあっせん	第22条	助言又はあっせん
第22条	委員会の組織	第20条	意見陳述の機会の付与	第23条	特定相談	第22条	別府市障害者差別等事案解決委員会の設置	第23条	別府市障害者差別等事案解決委員会の設置
第23条	委員会の委員の任命等	第3章	県民の理解の促進	第24条	特定相談	第23条	親亡き後等の問題を解決するための取組	第24条	親亡き後等の問題を解決するための取組
第24条	委員長及び副委員長	第21条	定義なし	第25条	特定相談	第24条	定義なし	第25条	定義なし
第25条	会議	第4章	熊本県障害者の相談に関する調整委員会	第26条	特定相談	第25条	定義なし	第26条	定義なし
第26条	守秘義務	第22条	定義なし	第27条	特定相談	第26条	定義なし	第27条	定義なし
第27条	小委員会	第5章	雑則	第28条	特定相談	第27条	定義なし	第28条	定義なし
第28条	庶務	第23条	規則への委任	第29条	特定相談	第28条	定義なし	第29条	定義なし
第2節	相談体制	第24条	罰則	第30条	特定相談	第29条	定義なし	第30条	定義なし
第29条	特定相談	附則		第31条	特定相談	第30条	定義なし	第31条	定義なし
第30条	地域相談員			第32条	特定相談	第31条	定義なし	第32条	定義なし
第31条	広域専門相談員			第33条	特定相談	第32条	定義なし	第33条	定義なし
第3節	対象事案の解決のための手続			第34条	特定相談	第33条	定義なし	第34条	定義なし
第32条	助言又はあっせんの申立て			第35条	特定相談	第34条	定義なし	第35条	定義なし
第33条	事実の調査			第36条	特定相談	第35条	定義なし	第36条	定義なし
第34条	助言又はあっせん			第37条	特定相談	第36条	定義なし	第37条	定義なし
第35条	勧告			第38条	特定相談	第37条	定義なし	第38条	定義なし
第36条	公表			第39条	特定相談	第38条	定義なし	第39条	定義なし
第37条	意見の聴取			第40条	特定相談	第39条	定義なし	第40条	定義なし
第38条	助言又はあっせんの手続の終了			第41条	特定相談	第40条	定義なし	第41条	定義なし
第4章	障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための施策			第42条	特定相談	第41条	定義なし	第42条	定義なし
第39条	表彰			第43条	特定相談	第42条	定義なし	第43条	定義なし
第40条	県民の理解と関心の増進			第44条	特定相談	第43条	定義なし	第44条	定義なし
第5章	障がいのある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議			第45条	特定相談	第44条	定義なし	第45条	定義なし
第41条	推進会議の設置			第46条	特定相談	第45条	定義なし	第46条	定義なし
第42条	建議			第47条	特定相談	第46条	定義なし	第47条	定義なし
第43条	推進会議の組織			第48条	特定相談	第47条	定義なし	第48条	定義なし
第44条	推進会議の委員の任命等			第49条	特定相談	第48条	定義なし	第49条	定義なし
第45条	座長及び副座長			第50条	特定相談	第49条	定義なし	第50条	定義なし
第46条	分科会								
第47条	長崎県障害者施策推進協議会等との連携								
第48条	準用								
第6章	雑則								
第49条	規則への委任								
第50条	罰則								

24.沖縄県
る人もない人も共に暮らしやすい社会
あり
総則
目的
定義
基本理念
県の責務
県民の役割
財政上の措置
障害を理由とする差別の禁止等
障害を理由とする差別の禁止等
福祉サービスの提供における差別の禁止
医療の提供における差別の禁止
サービスの提供等における差別の禁止
雇用等における差別の禁止
教育における機会の付与
建築物等の利用における差別の禁止
公共交通機関の利用における差別の禁止
不動産取引における差別の禁止
意思の表明の受領における差別の禁止
情報の提供における差別の禁止
障害を理由とする差別等を解消するための支援
障害のある人に関する理解の促進
差別事例相談員に対する支援等
広域相談専門員
助言又はあっせんの求め
助言又はあっせん
勧告
沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会
障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策
障害福祉サービスの充実
雇用の場の拡大
教育の充実
移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン及びバリアフリー化の促進
駐車場の確保等
住宅環境の整備
障害の特性に応じた情報提供
差別等をなくすための民間の活動の促進
障害のある人同士による相談体制の充実
文化芸術活動等に参加できる環境の整備
市町村防災計画に関する情報提供等
離島等における障害のある人に対する福祉の充実
基本的施策の計画的推進
雑則
規則への委任
罰則
定義なし